

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十第一項第二号ロ及び第三項第二号、別表第二号第12の4(4)才並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、二二三三〇MHzを超え二二三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

〔2〕 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 略

イ 連続する二又は三の搬送波を同時に送信する送信装置

〔略〕

〔7〕 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(-) 五〇dBm
一五MHzと二五MHzと二五MHzの組合せ	四五	四三・五	(-) 五〇dBm
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	四九・七	四七・七	(-) 五〇dBm
一五MHzと二五MHzと二〇MHzの組合せ	四九・八五	四七・八五	(-) 五〇dBm
一五MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五四・六五	五二・六五	(-) 五〇dBm
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五九・六	五七・六	(-) 五〇dBm

〔注〕 略

〔4〕 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(-) 一九・二dBc
一五MHzと二五MHzと二五MHzの組合せ	四五	四三・五	(-) 一九・二dBc
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	四九・七	四七・七	(-) 一九・二dBc
一五MHzと二五MHzと二〇MHzの組合せ	四九・八五	四七・八五	(-) 一九・二dBc
一五MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五四・六五	五二・六五	(-) 一九・二dBc
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五九・六	五七・六	(-) 一九・二dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二又は三の搬送波の

改正前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 〔同上〕

ア 同上

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

〔略〕

〔7〕 〔同上〕

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(-) 五〇dBm

〔注〕 同上

〔4〕 〔同上〕

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(-) 一九・二dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周

送信周波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dB_c は、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(連続する二又は三の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものをいう。

〔3・4〕 略

2 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

〔ア・イ 略〕

ウ 連続する二又は三の搬送波を同時に送信する送信装置

〔ア)ウ) 略

(イ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一五 MHzと一五 MHzと一五 MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(土)四五 MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)四五 MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四三・五 MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(土)九〇 MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)九〇 MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四三・五 MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ロ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一〇 MHzと二〇 MHzと二〇 MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(土)四九・七 MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)四九・七 MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四七・七 MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(土)九九・四 MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)九九・四 MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四七・七 MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ハ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一五 MHzと一五 MHzと二〇 MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(土)四九・八五 MHz離れた変調のない妨

波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dB_c は、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(連続する二の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものをいう。

〔3・4〕 同上

2 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 〔同上〕

〔ア・イ 同上〕

ウ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

〔ア)ウ) 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）四九・八五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四七・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）九九・七MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）九九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四七・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(セ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一五MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）五四・六五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）五四・六五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする五二・六五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）一〇九・三MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一〇九・三MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする五二・六五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(イ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、二〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）五九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）五九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする五七・六MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）一一九・二MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一一九・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする五七・六MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

「3 略」

4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する
-------	--------------	------------------------

「新設」

「新設」

「3 同上」

4 「同上」

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する
-------	--------------	------------------------

連続する搬送波による送信	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下	三	最大の搬送波の数
	又は三・四GHzを超え三・六GHz以下		

〔5 略〕

6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
〔略〕	〔略〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下
一五MHzと一五MHzと一五MHzの組合せ	四五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	四九・七MHz以下
一五MHzと一五MHzと二〇MHzの組合せ	四九・八五MHz以下
一五MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五四・六五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzと二〇MHzの組合せ	五九・六MHz以下

7 設備規則別表第三号17③の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1 略〕

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 略

イ 連続する二又は三の搬送波を同時に送信する送信装置

二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の連続する二又は三の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二二・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上 五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	五MHz以上三九・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における

〔同上〕	三・四GHzを超え三・六GHz以下	二	最大の搬送波の数

〔5 同上〕

6 〔同上〕

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
〔同上〕	〔同上〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

7 〔同上〕

〔1 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 同上

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二二・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上 五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	五MHz以上三九・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における

一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における
五 MHz 未満	平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値
五 MHz 以上五九・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における
	平均電力が (一) 二一・二 dBm 以下の値
五九・六 MHz 以上六四・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における
	平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値

〔注 略〕

8 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1 略〕

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上三、二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）（注 4）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、四七五 MHz 以上二、五二〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上二、八四五 MHz 以下、一、八四五 MHz 以上二、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上二、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下、三、四〇〇 MHz 以上三、六〇〇 MHz 以下、三、六〇〇 MHz 以上四、一〇〇 MHz 以下及び四、五〇〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下を除く。）（注 5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、四七五・九 MHz 以上二、五二〇・九 MHz 以下（注 5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
一、八〇五 MHz 以上二、八四五 MHz 以下（注 5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
一、八四五 MHz 以上二、八八〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上二、九一五・七 MHz 以下（注 5）	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における

〔注 同上〕

8 〔同上〕

〔1 同上〕

(2) 〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上三、二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、八四五 MHz 以上二、八八〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値

一、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇 dBm 以下の値
二、四〇〇 MHz 以上三、六〇〇 MHz 以下(注5)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇 dBm 以下の値
三、六〇〇 MHz 以上四、一〇〇 MHz 以下(注5)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇 dBm 以下の値
四、五〇〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下(注5)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇 dBm 以下の値(注6)

〔注1 略〕

2 注1の規定にかかわらず、二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下又は三、四 GHz を超え三、六 GHz 以下の周波数のうち連続する二又は三の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信周波数帯域(当該連続する二又は三の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五 MHz と五 MHz の組合せの場合は一、九・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は一、七・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、四・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、二・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は一、二・四・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、二・二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、九・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、五〇 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、七・二七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、四・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、二・五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、九・五五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、九・七七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、八・九七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、四・四 MHz 以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

〔3 略〕

- 5 4 1 二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。
 二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。

〔注1 同上〕

2 注1の規定にかかわらず、三、四 GHz を超え三、六 GHz 以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五 MHz と五 MHz の組合せの場合は一、九・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は一、七・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、四・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、二・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は一、二・四・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、二・二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、九・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は一、五〇 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、七・二七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は一、四・七 MHz 以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

〔3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>6 二、三三〇MHzを超え二三七〇MHz以下の周波数の電波による二次高調波の周波数の下端(－)一MHz及び上端(＋)一MHzの間の周波数範囲がこの表の周波数範囲と重複する場合においては、当該周波数範囲において任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(－)三〇dBμ以下の値とする。</p> <p>〔3・4〕略</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔3・4〕同上</p>
<p>備考 表中「」の表記及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	